

市役所各課へは
代表番号
(☎24-1111)
からお戻します



お知らせ

祝日の可燃ごみ収集

市クリーン推進課 (☎②0661)
●11月24日(勤労感謝の日の振替休日)は可燃ごみ収集しません

じんけんは21世紀のキーワード

市役所人権啓発課
11月11日、12月10日は、長崎県同和問題啓発強調月間です。

人権についてのご相談を

長崎地方法務局佐世保支局総務課 (☎②4850)
●日程 女性の悩みごと相談所
11月20日10時、アルカスSAS EBO2階・スピカと中里皆瀬地区公民館 女性の人権ホットライン
11月20日10時、17時、☎095・827・7864 特設人権相談所
11月25日10時、15時、市産業会館、松浦町 いずれも相談無料、秘密厳守

12月4～10日は人権週間

長崎地方法務局佐世保支局総務課 (☎②4850)
人権週間と国連の世界人権宣言採択の日(12月10日)にちなみ、家庭内や近隣とのトラブルなどについて県下一斉無料電話相談が開設(秘密厳守)とき 12月7日9時、20時 相談先 ☎0120・7838・77

国民年金推進員が戸別訪問を実施

佐世保社会保険事務所 (☎③1148)
国民年金推進員が各家庭を訪問し、年金制度の説明や保険料の徴収を実施しています。推進員は身分証を携帯しています。不審な問い合わせにはご注意ください。

人間ドックで体と歯のチェックを

市役所国民健康保険課
●短期(半日)人間ドック 対象 老人医療受給者を除く30歳以上の本市国保加入者 受診場所 市内の各指定医療機関 自己負担金 八千円 定員 先着四百五十人 受け付け 同課、各支所 歯科ドック

メーターから蛇口までの水道管に破損があったら

水道局給水課 (☎②41151)
東部営業所 (☎③3326)
西部営業所 (☎④2366)
破損や水漏れを見つけたら、佐世保上下水道管工事センター(☎②46362)か、水道局の指定給水装置工事業業者にご連絡を。道路などの水漏れは同課か営業所にお知らせを。

夜間漏水調査にご協力ください

水道局給水課、最寄りの営業所
水道管の漏水調査は、わずかな漏水音を聞き取らなければならぬため、車両の通行量や水道の使用が1日で最も少ない深夜に実施しています。ご理解とご協力を。

より安全でおいしい水を飲むために

水道局給水課
次の場合は念のため、使い始めのバケツ1杯程度は、飲み水以外にご使用ください。(通常の使用状態では健康上問題はありません) 長期間留守にした後や、朝一番に水を使用するとき(消毒用塩素が少なくなっていることがあります) 昭和53年3月以前に設置された水道管を使用している場合(鉛管が使用されている可能性があります) 鉛が溶け出すことも考えられます(個人所有の鉛管は取り替えをお勧めします)

老人医療対象者の高額医療費支給申請手続き

市役所国民健康保険課
月の自己負担限度額(所得により異なります)を超えた人は、申請により超えた分が支給されます 手続き 保険証、老人医療受給者証、郵便局以外の本人名義の通帳、印鑑(同一世帯の2人以上の申請で、同一口座に振り込み希望の場合でもそれぞれ異なる印鑑が必要)を持参して同課か各支所で 非課税世帯で入院時食事代の差額支給申請と併せて申請する場合は、領収書の提示を

国保税は納期内に納めましょう

市役所国民健康保険課
保険税を長期間滞納すると保険証の有効期間が短くなる場合や、診療費を一時的に全額(10割)自己負担しなければならぬ場合があります。

11月は国民健康保険税第6期分納付月です

市役所納税課
口座振替や納税組合のご利用を。

狩猟解禁中の山歩きなどにご注意ください

県北振興局総務企画課 (☎②0374)
山野・海岸など(鳥獣保護区などの規制区域、人家のある場所、公園・公道などを除く)で狩猟が解禁されます 解禁期間 11月15日(来月2月15日) 次のことにご注意を 山歩きや山林などでの作業のときは、目立たない服装は避け、ラジオを流すなどして自分の存在を周囲に知らせるよう心掛けを 狩猟に関する事故・違反の通報は警察へ

自動車を廃棄するときは

県庁環境政策課 (☎095・822・4721)
自動車を廃棄する人は、カーエアコンの冷媒として使用されているフロン類の回収・破壊の費用を負担しなければなりません 手順 「自動車フロン券(二千五百八十円)を郵便局か一部を除くコンビニエンスストアで購入し、第二種特定製品取引業者(自動車販売店など)へ自動車フロン券と廃棄する自動車を渡す

大規模な土地取引は届け出が必要

市役所都市計画課
大規模な土地取引について契約し

電話加入権を公売します

市役所納税課
とき 11月21日10時 ところ 市役所3階・理事者控室
住宅用地などの申告を
市役所資産課

住宅用地の申告

対象 家屋の新築、解体などで用途の変更があった人 現所有者申告 対象 土地や家屋の所有者が亡くなり、それを所有することになって、相続登記をしていない人 家屋滅失申告 対象 災害などで家屋の一部または全部を取り壊した人 不動産取得税の軽減(お尋ね)県税事務所 ☎4211 土地、家屋を取得した場合に税が軽減されます(条件あり)

平成15年分の年末調整説明会

佐世保税務署 (☎②2161)
とき 11月21日13時30分、15時 ところ アルカスSASEBO
地価一覧表をご覧ください
市役所財産管理課

市役所財産管理課

ところ 市役所6階行政資料閲覧コーナー、各支所、市立図書館 内容 公示価格(地価公示法により国土交通省が1月1日現在で調べ、3月末に公示したもの) 標準価格

住宅需要実態調査にご協力を

県庁住宅課 (☎095・822・5179)
とき 11月24日、12月7日 内容 国・県の住宅施策の資料とするため住宅や住環境についての調査 対象 無作為に抽出された世帯
里道や水路などを調査しています
市役所土木部管理課

市役所土木部管理課

国有財産である市内の里道や水路などの法定外公共物が、平成17年4月に市へ譲渡されるため、事前に該当地の小さな道や林の中に入り、写真撮影などの実態調査を実施しています 調査期間 平成17年3月まで
市福岡事務所 (☎092・741・8808)

市福岡事務所

佐世保市のさまざまな情報を発信していくことを目的として、福岡市に事務所を開設します 場所 福岡市中央区西中洲6の27 親和銀行福岡天神ビル9階



人権教育のための国連10年・佐世保市行動計画②行動計画の推進
この行動計画を実効あるものにするために、国・県をはじめとする公的機関や、企業や団体との連携を図り、本市が果たすべき役割を認識して市民の皆さん一人ひとりが、人権教育のためのあらゆる機会に参加できるよう努めます。 市役所人権啓発課